

千代田区エリアマネジメント認定モデル団体制度実施要綱

令和8年3月19日 7千環景都発第233号

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区内においてエリアマネジメント活動を行う団体をエリアマネジメント認定モデル団体（以下「認定モデル団体」という。）として認定する制度の試験的な実施に関し必要な事項を定めることにより、その円滑かつ持続的な取組の促進及び当該団体の自立性の向上を図り、もって地域の賑わいの創出に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エリアマネジメント活動 地域における良好な環境や地域の価値を維持及び向上させるために行う住民、事業主、地権者等による主体的な活動をいう。
- (2) 公共的空間 公開空地、道路、公園、児童遊園その他不特定多数の者が通行又は利用する場所をいう。
- (3) 地域関係者 町会、商店会、地権者、企業、学校その他地域に関わる者をいう。

(団体の認定)

第3条 千代田区長（以下「区長」という。）は、第1条の目的を達成するために必要と認める団体を認定モデル団体として認定するものとする。

(認定の対象)

第4条 この要綱による認定の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 公共的空間を活用し、地域における良好な環境や地域の価値を維持及び向上させるために活動する団体であること。
- (2) 地域関係者との連携が図られている団体であること。
- (3) ウォーカブルなまちづくり活動として千代田区の採択を受けた活動を過去に実施していること。

(認定の申請)

第5条 この要綱による認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期間内に、エリアマネジメント認定モデル団体認定申請書（第1号様式）にエリアマネジメント活動計画を添付し、区長に提出しなければならない。

2 エリアマネジメント活動計画に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) エリアマネジメント活動の名称
- (2) 組織体制及び構成員一覧
- (3) 活用する公共的空間の場所及び活動するエリア

- (4) 活動の内容及び活動により見込まれる効果
- (5) これまでの活動実績及び今後目指すまちの将来像
- (6) 活動の収支計画
- (7) その他区長が必要と認める事項

3 前項各号に掲げるもののほか、申請者は、エリアマネジメント活動を推進するために必要な事項をエリアマネジメント活動計画に記載することができる。

(認定の決定等)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認定モデル団体の認定の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定による認定に当たっては、あらかじめ千代田区エリアマネジメント認定モデル団体認定審査会（千代田区エリアマネジメント認定モデル団体認定審査会要綱（令和8年3月19日7千環景総都発第231号）第1条の規定により設置された審査会をいう。以下「審査会」という。）に付議し、その審査結果を踏まえなければならない。

3 区長は、第1項の規定により認定をしたときはエリアマネジメント認定モデル団体認定通知書（第2号様式）により、認定をしないことを決定したときはエリアマネジメント認定モデル団体不認定通知書（第3号様式）により、その結果を申請者に通知するものとする。

4 区長は、認定モデル団体のエリアマネジメント活動計画をインターネットを利用して閲覧に供する方法等により公表するものとする。

5 認定モデル団体の認定期間は、第3項の規定による認定のあった日の属する年度の末日までとする。

(申請内容の変更)

第7条 認定モデル団体は、第5条の規定による認定の申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめエリアマネジメント認定モデル団体変更承認申請書（第4号様式）に区長が必要と認める書類を添えて区長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、事前にエリアマネジメント認定モデル団体に関する変更届（第5号様式）を提出することをもって、これに代えることができるものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査の上、その可否を決定し、エリアマネジメント認定モデル団体変更承認・不承認通知書（第6号様式）により、その結果を当該認定モデル団体に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による変更の承認に当たり必要があると認めるときは、審査会の意見を聞くことができる。

(実績報告等)

第8条 認定モデル団体は、エリアマネジメント活動が終了したときは、速やかにエリアマネジメント活動実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) エリアマネジメント活動に係る実施状況を記した書類
- (2) 収支状況を記した書類

(3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、その内容が提出されたエリアマネジメント活動計画の内容と著しく異なるとき、エリアマネジメント活動の実施において重大な法令違反の事実を認めたときその他報告の内容が著しく不相当と認めるときは、当該認定モデル団体に対し、期限を定めて必要な改善措置を命じることができる。

(認定の取消し)

第9条 区長は、認定モデル団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 前条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 前条第2項の規定による改善措置命令に対し、必要な措置を講じないとき。

(3) 認定モデル団体が認定の取消しを希望し、当該認定モデル団体からエリアマネジメント認定モデル団体認定取消申請書(第8号様式)の提出があったとき。

(4) その他エリアマネジメント活動を推進する上で、重大な支障を及ぼすおそれがある行為を行ったとき。

2 区長は、前項の規定により認定を取り消したときは、エリアマネジメント認定モデル団体認定取消決定通知書(第9号様式)により当該認定モデル団体に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により認定を取り消したときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法等により当該認定モデル団体の名称等を公表するものとする。

(認定モデル団体の責務)

第10条 認定モデル団体は、エリアマネジメント活動計画に記載した活動その他これに類する活動を自らの責任において適正に実施しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定モデル団体に関し必要な事項は、まちづくり担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 区長は、この要綱の施行の前においても、この要綱の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。